(四)　国土交通大臣は、型式認証等を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しないと認めるときは、当該型式認証等を受けた者に対し、安全基準又は均一性基準に適合させるために必要な設計又は製造過程の変更を命ずることができることとし、型式認証等を受けた者が当該命令に違反したときは、当該型式認証等を取り消すことができることとした。（第一三二条の二二関係）

4　登録検査機関

(一)　国土交通大臣は、申請によりその登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）に、機体認証及び型式認証等に関する国土交通大臣の事務のうち、無人航空機が安全基準に適合するかどうかの検査及び型式認証等を受けようとする型式の無人航空機が均一性基準に適合するかどうかの検査（以下「無人航空機検査」という。）の実施に関する事務（以下「無人航空機検査事務」という。）の全部又は一部を行わせることができることとした。（第一三二条の二四関係）

(二)　登録検査機関は、無人航空機検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく実施しなければならないこととするとともに、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機検査を実施しなければならないこととした。（第一三二条の二八関係）

(三)　登録検査機関は、無人航空機検査事務の開始前に、無人航空機検査事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一三二条の三〇関係）

(四)　登録検査機関は、財務諸表等を作成し、事業所に備えて置くとともに、閲覧に供しなければならないこととした。（第一三二条の三二関係）

(五)　国土交通大臣は、登録検査機関に対し、無人航空機検査の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきこと等を命ずることができることとし、(三)の認可をした規程が無人航空機検査事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、当該規程を変更すべきことを命ずることができることとした。（第一三二条の三五関係）

(六)　国土交通大臣は、登録検査機関が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第一三二条の三六関係）

5　無人航空機操縦者技能証明制度の創設

(一)　国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の資格の区分に応じ、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を行うこととし、申請者に無人航空機操縦者技能証明書（以下「技能証明書」という。）を交付することとした。（第一三二条の四〇～第一三二条の四二関係）

(二)　国土交通大臣は、技能証明につき、無人航空機の種類又は飛行の方法についての限定をすることができることとし、当該限定をされた技能証明を受けた者の申請により、当該限定を変更することができることとした。（第一三二条の四三及び第一三二条の五二関係）

(三)　国土交通大臣は、必要な限度において、技能証明に、その技能証明に係る者の身体の状態に応じ、無人航空機を飛行させるについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができることとした。（第一三二条の四四関係）

(四)　一六歳に満たない者、技能証明を拒否された日から起算して一定の期間を経過していない者、技能証明を保留されている者、技能証明を取り消された日から起算して一定の期間を経過していない者又は技能証明の効力を停止されている者については、技能証明の申請をすることができないこととした。（第一三二条の四五関係）

(五)　国土交通大臣は、(六)の試験に合格した者に対し、技能証明を行わなければならないこととした。ただし、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者、アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者又は無人航空機を飛行させるに当たり、非行若しくは重大な過失があった者等については、技能証明を行わず、又は一定の期間技能証明を保留することができることとした。（第一三二条の四六関係）

(六)　国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、申請に係る資格について無人航空機を飛行させるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならないこととし、当該試験は、身体検査、学科試験及び実地試験とすることとした。（第一三二条の四七関係）

(七)　国土交通大臣は、無人航空機を飛行させる者に対する講習（以下「無人航空機講習」という。）であって７の(一)により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行うものを修了した者について技能証明を行う場合には、学科試験又は実地試験の全部又は一部を行わないことができることとした。（第一三二条の五〇関係）

(八)　技能証明の有効期間は、三年とし、有効期間の更新を行う場合には、国土交通大臣は、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ無人航空機を飛行させるのに必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「無人航空機更新講習」という。）であって８の(一)により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録更新講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、技能証明の有効期間の更新をしてはならないこととした。（第一三二条の五一関係）

(九)　国土交通大臣は、技能証明を受けた者が、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者であることが判明したとき、アルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であることが判明したとき又は無人航空機を飛行させるに当たり、非行若しくは重大な過失があったとき等においては、その技能証明を取り消し、又は一定の期間その技能証明の効力を停止することができることとした。（第一三二条の五三関係）

(一〇)　技能証明を受けた者は、９の(九)の特定飛行を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならないこととした。（第一三二条の五四関係）

6　指定試験機関

(一)　国土交通大臣は、申請により指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、５の(六)の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができることとした。（第一三二条の五六関係）

(二)　指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第一三二条の六一関係）

(三)　指定試験機関は、毎事業年度の開始前に、予算及び事業計画を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、当該事業年度の終了後三月以内に、決算報告書及び事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出することとした。（第一三二条の六二関係）

(四)　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができることとした。（第一三二条の六四関係）

(五)　国土交通大臣は、指定試験機関が一定の要件に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした。（第一三二条の六六関係）

7　登録講習機関

(一)　無人航空機講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとした。（第一三二条の六九関係）

(二)　登録講習機関は、公正に、かつ、第一三二条の七〇第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機講習の実施に関する事務（以下「無人航空機講習事務」という。）を行わなければならないこととした。（第一三二条の七二関係）